

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長 次に、階猛君。

○階委員 国民民主党の階猛です。

今回の法案が仮に成立したとしますと、裁判官の総人件費の増加額は幾らになるか、そして、その増加額の計算の前提となった裁判官の定員は何人か、まずこの点について最高裁からお答え願います。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

今回の裁判官報酬法改正後の裁判官の人件費は、報酬及び諸手当の計算で約二億円の増額を見込んでおります。

その計算の前提となりました裁判官の人数でございますが、ことしの七月時点の裁判官の人数でございますしまして、三千四百六十七人でございます。

○階委員 続いて、法務大臣に事実関係。

同じように、今回の検察官俸給法改正後、検察官の総人件費の増加額と、その計算の前提となった検察官の定員、これについてお伺いします。

○山下国務大臣 お答え申し上げます。

検察官の人件費の所要額については、今回の法改正等による検察官の給与改定により、約一億三千万円の増額を見込んでいるところでございます。

この金額は、平成三十年四月一日時点での検察官の実人数が二千六百五十七人であったことから、これを基礎として算出したものでございます。

○階委員 さて、翻って、最近問題になっている新たな外国人材の受入れ制度、これなどもありまして、資料の二ページ目に、平成三十一年度の各行政機関ごとの定員要求、これをまとめた内閣人事局作成資料を用意しておりますが、法務省は突出して純増の数が多くなっております。ほかの役所に比べて多い、七百二十七人という純増数になつております。

お聞きしますと、このうち新たに設けられる出入国在留管理庁に係る部分が三百十九人ぐらい増員要求があるというふう聞いております。そしてさらに、きのう事務方にも伺いましたけれども、この三百十九人というものが、大臣も答弁の中でいつかお答えになったと思うんですが、四万人という受入れ数を前提にして計算をされているということでした。

そこで、大臣に伺いたいのですが、なぜ四万人という受入れ数をもとに計算したのか、そして、四万人という数字が三百十九人という増員数とどのような結びつきになるのか、四万人からどうやって三百十九人を導き出したのか、この点についてお答えください。

○山下国務大臣 この四万という数字は、概算要

求時点で各省庁から聞き取った外国人材の受入れ見込み数というところでやっているわけでございます。

そして、そこからどれだけの人数がどのような数式で要するのかということにつきましては、これは例えば、受入れ見込み数であるとか受入れ機関の見込み数、あるいは在留資格審査の所要時間、あるいは外国人の受入れ環境整備、これもやらなければならぬ、そういったことの業務量を考慮して算出したものと報告を受けております。

○階委員 そこで、きのう、秘書課長を含め幹部の方が私のところに来ていただいたので、あしたこのことを聞きますと言いました。なぜ四万人から三百十九人という数字が出てきたのか、これをきっちり説明するように準備してくださいということをお知らせしております。

今のようなアバウトな説明ではなくて、四万人から三百十九人増員となった計算式、これをちゃんと示してください。

○山下国務大臣 この計算式においては、まさに技術的、細目的な事項に係ることではございます。私、法務大臣としてお答えできるのは、これは、どういうことでその三百十九人という人数、それを算定した、その判断の大枠でございますね、それをやはりお答えしたいと思っております。

今回はちよつと政府参考人が登録されていないということではあるのですが……（階委員「通告していませんから」と呼ぶ）いや、通告といつても、技術的、細目的に係る事項については、やはり、それを算出したものということについてであるの

であれば、ぜひこれは局長を呼んでいただきたいと思えます。その上で申し上げますと……（階委員「通告してしますよ」と呼ぶ）いや、だから、技術的、細目的事項であることは間違いないですね。（階委員「だから、それを事務方に報告を受けて、それを答弁すればいいじゃないですか」と呼ぶ）いやいや、計算式は何かということ、それは、一般的に……（発言する者あり）

○葉梨委員長 静粛に願います。ちよつと聞かえないので、答弁。

○山下国務大臣 申しわけございません。

そういった中で、算定に際して主に考慮している事項としては、先ほど申し上げたものであったり、登録支援機関の見込み数であったり、あるいは、受入れ機関の実地調査の所要期間であったり、登録支援機関の登録審査に係る所要期間であったり、オンライン申請の審査に関する所要期間であったり、そういったものを総合的に考慮しているわけでございます。その細目について、計算式を私に答えるというのは、ちよつと若干、なかなか答えるにくい部分がございます。

○階委員 では、計算式とは言わないまでも、その四万人と三百十九人の論理的な関係ですよね。普通に考えれば、この四万人という数字がふえればふえるほど、三百十九人という数字もふえていく。つまり、相関関係というか比例関係に立つというふうには理解できると思うんですね。その比例関係がどの程度のものなのかということ、私は知りたいわけですよ。

まず、比例関係があるということではないのかど

うか、そして、比例関係の場合、その比率的なもの、そういったことをお答えいただけませんか。数式とは言いません。論理的な関係を御説明ください。

○山下国務大臣 まことに申しわけありません。私が報告を受けているのは算定根拠について問うということでありまして、比例関係であるとか、そういったところの通告について、残念ながら、私の内容としては準備ができておらないところでございます。

いづれにしましても、その承った趣旨につきましては、今後、例えば法案審議の段階で、この入管法の体制については御説明することになりますので、そこできつかりと御説明をさせていただくということ、御理解賜ればと思います。

○階委員 きょう、事務方にははっきり言いました。この点を、松本秘書課長にはつきり言いました。この点を答えられなければ、あした質問を続けられないということも言っていますよ。ちよつとまずいですよ、これは。

○山下国務大臣 その点について、まず、技術的、細目的事項であるということ、これについて政府参考人が答弁するという衆議院規則のように理解したのかもしれない。

また、いづれにせよ、この算定根拠について、私、これは、人事の細かい数字についての想定式、なぜかといえば、考慮している事項が、先ほど申し上げたように、外国人材の受入れ見込み数、受入れ機関の見込み数、登録支援機関の見込み数、在留資格審査の所要期間、受入れ機関の実地調査

の所要期間、登録支援機関の登録審査に係る所要時間、オンライン申請の審査に関する所要時間、外国人の受入れ環境整備に対するための業務量を主に考慮しているということなんです。

ですから、そのほかのものについてどうなのだというふうには問われても、これは本当に技術的、細目的事項ということでございますので、ぜひその点は、今後の法案の審査の段階で、誠意を持ってお答えをさせていただきます。

そして、今回、俸給法、報酬法でございますので、この点について準備が至らなかつたということについては、おわびを申し上げますが、御理解をぜひ賜りたいと思います。（階委員「委員長、ちよつとこれでは質問できません、きのうそういうふうには言っていますから、秘書課長に」と呼ぶ）

○葉梨委員長 給与法の審議ですので、給与法の審議をしていただきたいと思えます。（階委員「では、質問の趣旨をはつきり、明らかにしますね。いいですか」と呼ぶ）質問の趣旨を明らかにしてください。（階委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○階委員 なぜ、私がこのことにこだわるかということなんです。

それで、先ほど冒頭に聞いたとおり、報酬額を、総人件費として、二億上げる裁判官、一億三千万上げる検察官、この二億とか一億三千万について、我々はこうして委員会を開いて、それでいいのかどうか議論しているわけです。

他方で、三百十九人ふやすとなれば、次の質問

に關係しますけれども、人件費は幾らふえますか。まずそこをお答えください。

○山下国務大臣 前提として、この……（階委員「前提じゃなくて、数字だけでいい、時間」と呼ぶ）では、申し上げます。

○葉梨委員長 答弁を続けてください。

○山下国務大臣 はい。

三十一年度概算要求に計上している出入国在留管理庁に係る人件費は、三百三十二億七千九百万円となっております。

一方、平成三十年当初予算において措置されている地方入国管理官署の人件費は三百一億七千三百万円となっております。

この人件費の計上に当たっては、勤務官署や業務ごとに算出を行っておりませんし、この三百十九人のみならず、この出入国審査業務の充実強化に伴う増員二百六十六人分、そして、現在の定員四千八百七十人に係る人事院勧告に伴うベースアップ分なども含まれており、増員分に相当する人件費を厳密に申し上げるということは困難であるということをご理解賜ればと思います。

○階委員 大まかに言うと、三十一億ふえるけれども、三百十九人に対応する数字は明らかでない、こういうお話で理解しました。きのうも実はそういうやりとりをしています。

ただ、法務省の、その入管関係、C I Qも含めて、増員というのが要求されているわけです。その中で、三百十九人の比率を三十一億と掛け合わせると、きのうの段階で事務方とこんな感じかなと言っていたのは、大体十五、六億、こういう話

なんです。

私が何を言いたいかというと、十数億の話ですよ、三百十九人ふやすというのは。さっき言っていた二億とか一億三千万より桁違いですよ。だから私は、三百十九人、本当にふやす合理的な理由があるのかどうか、これを検証したくて、きのう事前に通告しているんです。それが答えられなければ、私は国会の行政監視機能を果たせないと思えますよ。これは重要な数字なので、きのうからお尋ねしています。

それと更に申し上げますけれども、きのう政府から出された数字で、五年後の外国人の受入れ見込み数というのでも出ていました。初年度は、大体四万人と近い数字だけども、これから年々ふえていって、五年トータルすると三十万人ぐらいというのが大体中間的な見通しだと思います。これは、四万人が三十万人にふえたら、当然三百十九人も大幅にふえなくちゃいけないだろう。

そうすると、さっき言ったような十数億の話じゃないと思いますよ。何十億もふえる。この国の財政が厳しい中で、本当にそれだけふやす、ふやして、それで外国人の方を受け入れることが妥当なのかどうか、こういうことを国会で真剣に議論しなくちゃいけないと思っているんですよ。

だから、私はきのうから通告しています。技術的、細目的事項ではありません。本質的な事項でありますし、ちゃんと通告もしています。答えられなければ、これ以上質疑は続けられません。

○葉梨委員長 階委員に申し上げますけれども、三百十九人というのは概算要求ですね。内閣が決

めたわけじゃなくて、本来だったら来年の予算で審議すべき話のような気がします。答えられますか、法務大臣、真摯に。

○山下国務大臣 私、真摯に答えているつもりなんです。

というのは、結局、その算出の根拠につきましては、先ほど言った、主なものだけでも八つの要素を掛け合わせて業務量を算出するというところでございます。そしてまた、今後増員する、五年後にどうなるかということにつきましても、これは例えば、新たな外国人材の受入れに伴う業務だけではなくて、入国審査官というのはさまざまな業務、要するに、その在留資格だけ私は調べますという入国審査官はいないものから、さまざま、出入国在留管理庁移行後の出入国審査業務や今般の新たな受入れ以外の在留審査業務、退去強制業務や難民認定業務など、全体の業務量を踏まえて推計する必要があるわけでございます。

したがって、現時点において五年後の予算規模についてなかなかお答えするのは困難でありますけれども、今後、今般の通告の中身というものについて、事務方にもしっかりと、先生から細かく聞き取るように指示して、この入管法改正においてしっかりとお答えできるようにやらせていただきます。と考えております。

○階委員 ちょっと山尾理事がいなくて理事間協議は今できない状況なんです。委員長にお願いしたいんです。

私はちゃんと通告してましたので、さっき言った数字ですね、四万人から三百十九人を導き出

した合理的な根拠、今定性的なことをいろいろ述べましたけれども、私、定員管理をする総務庁、当時、総務省の行政管理局の担当政務官をしていました。そんな定性的な話で三百十九人なんという具体的な数字を挙げられても、当然そんな定員要求は認められません。もうちょっと合理的な、論理的な説明がなされているはずで、それをちやんと出してほしい。

そして、その合理的、論理的な説明に基づけば、五年後、仮に三十万人に受入れ数がふえた場合、どの程度人件費がふえるんだろうか。これもある程度、見込みの金額が出るはずで、だから、私は、この数字を出すことによって、国民の関心が高い外国人受入れ問題の議論にも資すると考えています。この数字を出していただきたいと思いません。

法務省、後でいいです。法務大臣、後でもいいですけれども、今申し上げた数字は、しっかり委員会にお示ししていただくというのでお約束いただませんか。

○葉梨委員長 理事会で協議をいたします。もし何かコメントがあれば。

○山下国務大臣 理事会で協議していただいた結果に従って対応させていただきたいと思えます。

○階委員 繰り返しますが、事前に通告しておりませんので、協議してどうこうという話ではないというふうに思っています。私の質問権を侵害しないでいただきたいと思えます。

それで、きょうは西村副官房長官にもいらしていただいております。

今申し上げましたとおり、私は人件費をしっかりと抑制して削減していかなくちゃいけないと思っておりますけれども、資料の三ページ目を見ていただきますと、人件費は、二十五年度をボトムとしまして、近年上昇傾向にあるわけです。四ページに、平成二十六年、第二次安倍政権下で定められた国家公務員の総人件費に関する基本方針の文書をつけております。総人件費の抑制を図るというくだりがこのページの真ん中あたりにありますけれども、削減を図るといことはどこにも書いていません。

私は、これはゆゆしき問題だと思っております。民主党政権時代には、二割削減はできませんでしたが、一割程度は削減しました、いろいろな努力を積み重ねて。今の政権は、この総人件費の削減というのを考えているのかどうか。この点についてお尋ねします。

○西村内閣官房副長官 お答えを申し上げます。お尋ねの国家公務員の総人件費についてでありますけれども、御指摘のとおり、平成二十六年以降増加をしております。

これは、まず平成二十六年は東日本大震災の復興財源を確保するために平成二十四年四月から二年間実施をいたしました給与改定臨時特例法に基づく特例減額措置の期限が切れたことによるものであり、また二十六年以降は各前年度の人事院勧告において俸給水準のプラス改定が勧告をされ、二十六年から人事院勧告でプラス改定をされており、したがって、二十七年以降は勧告どおり措置を講じたことによる影響が大きかったもの

のというふうを考えております。

政府としては、労働基本権制約の代償措置であります、その根幹となす人事院勧告制度を尊重するという基本方針のもと、職員構成の高齢化等に伴う構造的な人件費の増加の抑制や、質素で効率的な行政組織の体制の確立に取り組むことが重要と考えており、引き続き、御指摘のありましたこの基本方針に基づいて総人件費の抑制に努めてまいりたいというふうを考えております。

○階委員 抑制ではなくて削減する考えはあるかどうかということについて端的にお答えください。

○西村内閣官房副長官 今申し上げたとおり、人事院勧告を我々は労働基本権制約の代償措置の根幹となすものというふうに考えておりますので、それを尊重するという基本方針のもと、一方で構造的な人件費の増加の抑制、こういったものにも取り組んでいく所存であります。その結果として全体としての総人件費の抑制に努めていきたいと思いません。削減するかどうかというのを尋ねていただきます。委員長、もう一回答弁させてください。答えていませんよ」と呼ぶ)

○葉梨委員長 発言は座ってしないでください、一応手を挙げて。もう一回答弁させますから。

○階委員 私の質問に答えていないと思えます。削減するつもりはないんですか。

○西村内閣官房副長官 繰り返しの部分もありますが、国家公務員の総人件費につきましては、給与水準掛ける定員でありますので、給与水準については、今申し上げたとおり、人事院勧告制度を

尊重するという基本姿勢のもと、民間の水準を踏まえて決定をされる。一方、定員はその時々々の行政需要に的確に対応する観点から決定されるべきものであるというふうに考えておりますので、したがって、全体として、あらかじめ削減する、そういう計画、縮減、削減するという計画をつくることはなじまないというふうに考えております。

ただ、引き続き、簡素で効率的な行政組織、体制の確立に取り組むことが重要でありますので、取り組んだ上で総人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○階委員 要するに、あらかじめの計画はつくらないということではよろしいわけですね。

ところで、私、先ほど総人件費のこと、政務官として取り組んでいたと申し上げました。実は、私、政務官当時、当時野党の議員でありました西村先生から、総人件費の削減計画、ちゃんとやるべきではないか、こういう質問を受けていますね。当時の発言、そのまま読み上げます。

我々の案は、内閣人事局に、総務省、人事院の機能、財務省の機能も移して、全体での削減計画をつくり、どうやって削減していくかというのをつくって、そして、幹部は幹部で人件費をどう下げるかよく考えていこう、そのための案を我々は提案しているわけです。

こんなことをおっしゃっていますよ。当時言っていることと全く違うんじゃないですか。どうなんですか。

○西村内閣官房副長官 お答え申し上げたいと思います。

定員掛ける給与水準ですので、まず定員について申し上げますが、定員管理については二〇一二年以降も定員の純減を続けてきた結果、諸外国と比較してもかなりスリムな体制となっていること、それから一方で、今も御議論ありましたけれども、C I Qとかあるいは海上保安、こういった新しい行政需要に基づき必要な定員を措置すべき分野が出てきていることなど、当時とは状況が変化をしているというふうに考えております。

加えて、給与水準はまさに人事院勧告制度を尊重するとの基本方針でありますけれども、これはアベノミクスの成果もあって民間の給与も上昇し続けており、これを受けて人事院勧告も五年連続でプラスになっているというところであります。

こうしたことから、現在はあらかじめ数値目標を設けて総人件費の縮減、削減することは適切でないというふうに考えておりますけれども、しかし、繰り返しになりますけれども、引き続き、簡素で効率的な行政組織、これを確立して総人件費の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 同じスポーツマンとして西村先生は尊敬しておったんですが、スポーツマンシップのな、過去に言った答弁を覆すような今の発言でした。

定員の削減の努力はしているかのようなお話もありましたけれども、それもどうなのかというところで、六ページ目です。

平成二十五年、二十九万八千三百四十一人、このあたりまで私たちが予算にかかわって、二十

四年度ですね、二十四年度まで私たちが予算をつくり、そして二十五年度の予算をつくりかけたところで政権交代ということになったわけですよ。その後、この定員の数というのは大体二十九万七千ぐらいでほぼ横ばいになっています。削減と言っていますけれども、実際にはほとんど変わっていない、そんな状況です。

この定員については、平成十八年から二十二年、自民党政権のときから私どもの民主党政権のときにかけて、五年で5%削減しようという計画がかつてありました。それに基づいて実行してきました。定員削減ということをおっしゃるのであれば、改めて、こうした五年で5%なり、しっかりと計画を立てて進めるべきではないかと思いますが、この点についてはどうですか。

○西村内閣官房副長官 お答えを申し上げます。国家公務員の定員管理についてでありますけれども、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づきまして、毎年2%、五年で10%以上の合理化を行う一方で、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現することとしております。

第二次安倍内閣発足以降、こうした方針のもと、平成二十九年までには純減を続けてきたところで、先ほどの表のとおりであります。また、平成三十年においても、緊急重点分野であるC I Qあるいは海保の増員を行っても、通常ベースの定員については純減を維持したところであります。

他方、三十年度については、震災復興の加速化あるいは東京オリンピック・パラリンピックの準

備対応のように、一定期間に限って臨時的、一時的に措置される時限定員、あるいは、育児や介護等の制約を抱える職員が、安心して産前産後休暇あるいは介護休暇を取得できるよう、ワーク・ライフ・バランスの確保を政策的に推進するために例外的に措置する定員、こういった特別要因を勘案した結果、全体として純増となったものであります。

今後も、引き続き、厳正な定員管理を行っていきたいというふうに思いますし、重要政策には迅速かつ柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 かつての西村議員からは大分トーンダウンした発言だと思っておりますけれども。

まず、八ページ目に、今、答弁の中でもありましたが、毎年二%、五年で一〇%の定員合理化というくだりが上の方にありますね。皆さん、これを聞くと、努力しているというふうに思うんですけども、これが大間違いです。これはいわば片道の数字でございまして、一方で、二%を五年、一〇%は減らすけれども、一方では新規でふやす部分もあるんですね。大事なはその差引き、ネットの数ですよ。私が言っているのは、ネットの数を減らす計画、過去、五年で五%というのがあったわけです。ネットで減らす計画がないと何の意味もない。

今回の法務省の数字だって、見ていただきたいんですね。この二ページ目、いいですか。法務省も確かに減員は九百六十一人だ、減員は確かにやっていますよ。ただ、それ以上にふえるものが圧倒的に多いから、ネットでは七百二十七人のプラスなんですよ。

こういったことを防いでいくためにも純減計画が必要なんです。だから私は言っているんです。それはやらないんですか、最後にお答えください。

○西村内閣官房副長官 国家公務員の定員管理についてでありますけれども、業務の見直し等による定員の合理化、これを計画的に進める、これは、まさに先ほど申し上げた五年で一〇%以上ということでありまして、こうした、計画的に進めることと同時に、新たな政策課題に対して必要な増員を行うということは、これは当然あるわけでありまして、行政需要に応じて部門間で定員の再配分を行って、その時々的重要政策に的確に対応できる体制の構築を図っているところであります。

その上で、社会経済情勢の変化が激しい中、新たな行政課題に機動的、戦略的に対応して、必要な定員を的確に配置していくためには、各年度ごとに増員の必要性を精査をして、その増員の規模を判断していくことが望ましいというふうに考えております。

したがって、あらかじめ純減目標を定めて、それを計画的に実施していくことは、結果として機動的、戦略的な対応を制限することになって、適当ではないというふうに考えております。

その上で、繰り返しになりますけれども、これまでの定員管理の結果、諸外国と比較してもかなりスリムな体制になっているという現状を踏まえて、機動的に対応してまいりたいと考えますが、

ただし、繰り返しになりますが、毎年二%、五年で一〇%以上、この合理化を、これは厳しく査定しながら行つて、厳正な定員管理を行っていきたいというふうに考えております。

○葉梨委員長 階君、質問の時間が終了してあります。

○階委員 はい。

結局、総人件費の削減計画も定員の純減計画もないということが明らかになりました。

民主党政権時代は、総人件費二割削減を目指して、私たち政府にいた者も死に物狂いで努力をし、公務員の皆さんにも協力していただきました。そういう姿勢が安倍政権にも必要だ、来年消費税増税をするのであれば特に必要だと考えております。

ぜひ再考をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。